**１　概要**

　　東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）の所有者等が、当該被災住宅用地の代替土地を平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得した場合には、当該代替土地のうち被災住宅用地相当部分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格の特例を適用します。

**住宅用地の価格の特例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 固定資産税 | 都市計画税 |
| 小規模住宅用地（200㎡以下） | 価額の1/6 | 価額の1/3 |
| 一般住宅用地 | 価額の1/3 | 価額の2/3 |

**２　特例対象者**

1. 被災住宅用地の所有者（当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
2. （１）の者について相続があった時におけるその者の相続人（その者の相続人を含む）
3. （１）の三親等内の親族で、被災代替土地の上に新築される家屋に所有者と同居する予定であると市町村長が認める者
4. （１）が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

**３　添付書類の提出**

1. 被災住宅が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類→り災証明書
2. 平成23年度分で住宅用地の価格の特例の適用を受けていた旨を証する書類→課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄帳など（市内の場合は不要）
3. 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類→誓約書
4. 被災住宅用地及び代替土地の面積を証する書類→登記事項証明書等
5. 相続人等に該当する旨を証する書類（上記２（２）（３）の場合）→戸籍謄本等
6. 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（上記２（４）の場合）→法人の登記事項証明書
7. 被災住宅用地の所有者と同居予定である旨を約する書類（上記２（３）の場合）→誓約書

**４　問い合わせ先**

　船橋市資産税課　償却資産係　減免担当

　℡　047－436－2232